

改正案	現行
<p style="text-align: center;">東京こどもすくすく住宅認定制度要綱</p> <p style="text-align: right;">平成28年 2月22日 27都市住民第1444号</p> <p>改正 平成31年 3月27日 30都市住民第1424号</p> <p>改正 令和 3年 1月15日 2住住民第1256号</p> <p>改正 令和 4年 3月11日 3住住民第1044号</p> <p>改正 令和 5年 4月 7日 5住民安第 26号</p> <p>改正 令和 5年 9月 1日 5住民安第 288号</p> <p>改正 令和 6年 9月12日 6住民安第 403号</p> <p>改正 令和 7年 4月15日 6住民安第 1072号</p> <p>改正 令和 7年 5月16日 7住民安第 130号</p> <p>改正 令和 8年 4月22日 8住民安第 221号</p> <p>第1章 総則 (現行のとおり)</p> <p>第2章 集合住宅</p> <p>第3 (現行のとおり)</p> <p>第4 意見照会</p> <p>1 都は、第3の規定による事前相談書の計画内容に実施要領別表4に</p>	<p style="text-align: center;">東京こどもすくすく住宅認定制度要綱</p> <p style="text-align: right;">平成28年 2月22日 27都市住民第1444号</p> <p>改正 平成31年 3月27日 30都市住民第1424号</p> <p>改正 令和 3年 1月15日 2住住民第1256号</p> <p>改正 令和 4年 3月11日 3住住民第1044号</p> <p>改正 令和 5年 4月 7日 5住民安第 26号</p> <p>改正 令和 5年 9月 1日 5住民安第 288号</p> <p>改正 令和 6年 9月12日 6住民安第 403号</p> <p>改正 令和 7年 4月15日 6住民安第 1072号</p> <p>改正 令和 7年 5月16日 7住民安第 130号</p> <p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 集合住宅</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 意見照会</p> <p>1 都は、第3の規定による事前相談書の計画内容に子育て支援施設の</p>

規定する子育て支援施設、キッズルーム、集会室、交流スペース及び屋外スペース（以下「子育て支援施設等」という。）の設置又は子育て支援サービスの提供に係る計画を含む場合など、必要があると認めるときは、当該事前相談書の内容について、計画地の所在する区市町村東京こどもすくすく住宅認定制度所管課（以下「区市町村」という。）に対し、意見照会書（別記様式第2号）により意見照会を行う。

2 （現行のとおり）

3 都は、前記2の規定による区市町村からの意見書の提出があった場合、意見通知書（別記様式第4号）により事業者へ通知するものとする。ただし、区市町村からの意見が特段なかった場合等は、この限りでない。

4から5まで （現行のとおり）

第5から第12まで （現行のとおり）

第3章 戸建住宅

第13 （現行のとおり）

第14 意見照会

1 都は、第13の規定による事前相談の計画内容に実施要領別表10に規定する居住者の交流促進に資する共用スペース等に係る計画を含む場合など、必要があると認めるときは、当該事前相談書の内容について、計画地の所在する区市町村に対し、意見照会書（別記様式第20号）により意見照会を行う。

2 （現行のとおり）

3 都は、前記2の規定による区市町村からの意見書の提出があった場合、意見通知書（別記様式第22号）により事業者へ通知するものとする。ただし、区市町村からの意見が特段なかった場合等は、この限りでない。

4及び5 （現行のとおり）

第15から第22まで （現行のとおり）

第4章 （現行のとおり）

第23及び第24 （現行のとおり）

設置及び子育て支援サービスの提供に係る計画を含む場合など、必要があると認めるときは、当該事前相談書の内容について、計画地の所在する区市町村東京こどもすくすく住宅認定制度所管課（以下「区市町村」という。）に対し、意見照会書（別記様式第2号）により意見照会を行う。

2 （略）

3 都は、前記2の規定による区市町村からの意見書の提出があった場合、意見通知書（別記様式第4号）により事業者へ通知するものとする。

4から5まで （略）

第5から第12まで （略）

第3章 戸建住宅

第13 （略）

第14 意見照会

1 都は、第13の規定による事前相談の計画内容に居住者の交流促進に資する共用スペース等に係る計画を含む場合など、必要があると認めるときは、当該事前相談書の内容について、計画地の所在する区市町村に対し、意見照会書（別記様式第20号）により意見照会を行う。

2 （略）

3 都は、前記2の規定による区市町村からの意見書の提出があった場合、意見通知書（別記様式第22号）により事業者へ通知するものとする。

4及び5 （略）

第15から第22まで （略）

第4章 （略）

第23及び第24 （略）

第25 認定事業者の住所等の変更

1 認定事業者は、住所及び氏名（法人にあっては事務所の所在地、名称及び代表者氏名）、事業者の構成員等を変更する場合は、住所等の変更届（別記様式第41号）により、知事に届け出なければならない。ただし、第11の1又は第21の1の規定による管理・運営責任者を選任した場合はこの限りでない。

2 知事は、1の住所等の変更届を受理後、その旨を第6の1、第12の2、第16の1又は第22の2の規定により公表した概要に反映することができるものとする。

第26 改善命令

知事は、認定事業者又は管理・運営責任者が申請内容に従ってこどもすくすく住宅の整備又は管理及び運営を行っていないと認めるときは、当該認定事業者又は管理・運営責任者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

第27 設計認定の取消し

1 知事は、次のいずれかに該当する場合は、設計認定を取り消すことができる。

(1)から(4)まで（現行のとおり）

2 知事は、前記1の規定により、設計認定を取り消すときは、設計認定取消通知書（別記様式第42号）により設計認定を受けた事業者に通知するとともに、その概要を公表することができる。

第28 認定の取消し

1 知事は、次のいずれかに該当する場合は、認定又は変更認定を取り消すことができる。

(1)から(4)まで（現行のとおり）

2 知事は、前記1の規定により認定又は変更認定を取り消すときは、認定取消通知書（別記様式第43号）により認定を受けた事業者等に通知するとともに、その概要を公表することができる。

第29 整備等に要する費用の補助

認定事業者が整備や改修（以下「整備等」という。）を行うことも

第25 改善命令

知事は、認定事業者又は管理・運営責任者が申請内容に従ってこどもすくすく住宅の整備又は管理及び運営を行っていないと認めるときは、当該認定事業者又は管理・運営責任者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

第26 設計認定の取消し

1 知事は、次のいずれかに該当する場合は、設計認定を取り消すことができる。

(1)から(4)まで（略）

2 知事は、前記1の規定により、設計認定を取り消すときは、設計認定取消通知書（別記様式第41号）により設計認定を受けた事業者に通知するとともに、その概要を公表することができる。

第27 認定の取消し

1 知事は、次のいずれかに該当する場合は、認定又は変更認定を取り消すことができる。

(1)から(4)まで（略）

2 知事は、前記1の規定により認定又は変更認定を取り消すときは、認定取消通知書（別記様式第42号）により認定を受けた事業者等に通知するとともに、その概要を公表することができる。

第28 整備等に要する費用の補助

認定事業者が整備や改修（以下「整備等」という。）を行うことも

すくすく住宅について、別に定めるところにより、次のいずれかに係る費用の一部を補助することができる。

(1)及び(2) (現行のとおり)

第30 適用の特例

1 及び 2 (現行のとおり)

第31 指導監督

知事は、認定事業者又は管理・運営責任者に対し、この要綱の施行のために必要な限度において、東京子どもすくすく住宅認定制度の適正な実施のために必要な措置を命じ、必要な勧告、助言若しくは指導を行い、又は必要な報告を求めることができる。

第32 実施の細目

この要綱の実施について必要な事項は、要領に定める。

第33 その他

この要綱に定めがないものについては、別途知事が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- この要綱は、令和5年4月7日から施行する。
- 東京都子育て支援住宅認定制度における工事着手済みの設計認定の取扱いについて(令和3年2月2日付け2住住民第1307号)は廃止する。
- この要綱の施行の日より前に、改正前の要綱第3から第8まで又は

すくすく住宅について、別に定めるところにより、次のいずれかに係る費用の一部を補助することができる。

(1)及び(2) (略)

第29 適用の特例

1 及び 2 (略)

第30 指導監督

知事は、認定事業者又は管理・運営責任者に対し、この要綱の施行のために必要な限度において、東京子どもすくすく住宅認定制度の適正な実施のために必要な措置を命じ、必要な勧告、助言若しくは指導を行い、又は必要な報告を求めることができる。

第31 実施の細目

この要綱の実施について必要な事項は、要領に定める。

第32 その他

この要綱に定めがないものについては、別途知事が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- この要綱は、令和5年4月7日から施行する。
- 東京都子育て支援住宅認定制度における工事着手済みの設計認定の取扱いについて(令和3年2月2日付け2住住民第1307号)は廃止する。
- この要綱の施行の日より前に、改正前の要綱第3から第8まで又は

第11の規定による申請等を行ったものは、こどもすくすく住宅のアドバンスモデルとみなし、本要綱を適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月22日から施行する。

別表1から3まで (現行のとおり)

別表4 設計認定申請書に添える設計関係図書(第15の1関係)

図書の種類		明示すべき事項
1	設計概要書	
2	付近見取図	方位、道路及び目標となる建築物
3	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物の別、駐車施設、駐輪施設、敷地に接する道路の位置、幅員及び歩道の位置、敷地外から住宅までの一般的な動線
4	各階平面図	縮尺、方位、出入口の位置、床の高さ及び主要部分の寸法
5	床面積求積図	住宅部分の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法、算定
6	2面以上の立面図	縮尺、開口部及び屋外から屋内に通じる出入口の位置

第11の規定による申請等を行ったものは、こどもすくすく住宅のアドバンスモデルとみなし、本要綱を適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月16日から施行する。

別表1から3まで (略)

別表4 設計認定申請書に添える設計関係図書(第15の1関係)

図書の種類		明示すべき事項
1	設計概要書	
2	付近見取図	方位、道路及び目標となる建築物
3	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物の別、駐車施設、駐輪施設、敷地に接する道路の位置、幅員及び歩道の位置、敷地外から住宅までの一般的な動線
4	各階平面図	縮尺、方位、出入口の位置、床の高さ及び主要部分の寸法
5	床面積求積図	住宅部分の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法、算定及び各住戸の専有面積
6	2面以上の立面図	縮尺、開口部及び屋外から屋内に通じる出入口の位置

7	2面以上の断面図	縮尺、床の高さ並びに床版の構造方法、寸法及び材料の種別
8	平面詳細図	縮尺、間取り、各室の用途、床の高さ及び主要部分の寸法
9	外構図	縮尺、方位、形状、土地の高低、仕上げ及び付帯設備の位置、傾斜路の勾配並びに主要部分の寸法
10	認定基準等に適合することの確認に必要な図書	
11	建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定に基づく確認の申請書が受理されたことが分かる書類	
12	その他知事が必要と認める書類	

※ 本要綱に基づく手続で既に提出された図書がある場合、当該図書を省略することができる。

別表5 認定申請書に添える設計関係図書（第17の1及び第18の1関係）

図書の種類		明示すべき事項
1	設計概要書	
2	付近見取図	方位、道路及び目標となる建築物
3	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物の別、駐車施設、駐輪施設、敷地に接する道路の位置、幅員及び歩道の位置、敷地外から住宅までの一般的な動線
4	各階平面図	縮尺、方位、出入口の位置、床の高さ及び主要部分の寸法

7	2面以上の断面図	縮尺、床の高さ並びに床版の構造方法、寸法及び材料の種別
8	平面詳細図	縮尺、間取り、各室の用途、床の高さ及び主要部分の寸法
9	外構図	縮尺、方位、形状、土地の高低、仕上げ及び付帯設備の位置、傾斜路の勾配並びに主要部分の寸法
10	認定基準等に適合することの確認に必要な図書	
11	建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定に基づく確認の申請書が受理されたことが分かる書類	
12	その他知事が必要と認める書類	

※ 本要綱に基づく手続で既に提出された図書がある場合、当該図書を省略することができる。

別表5 認定申請書に添える設計関係図書（第17の1及び第18の1関係）

図書の種類		明示すべき事項
1	設計概要書	
2	付近見取図	方位、道路及び目標となる建築物
3	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物の別、駐車施設、駐輪施設、敷地に接する道路の位置、幅員及び歩道の位置、敷地外から住宅までの一般的な動線
4	各階平面図	縮尺、方位、出入口の位置、床の高さ及び主要部分の寸法

5	床面積求積図	住宅の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法、算定
6	2面以上の立面図	縮尺、開口部及び屋外から屋内に通じる出入口の位置
7	2面以上の断面図	縮尺、床の高さ並びに床版の構造方法、寸法及び材料の種別
8	平面詳細図	縮尺、間取り、各室の用途、床の高さ及び主要部分の寸法
9	外構図	縮尺、方位、形状、土地の高低、仕上げ及び付帯設備の位置、傾斜路の勾配並びに主要部分の寸法
10	認定基準等に適合することの確認に必要な図書	
11	建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定に基づく検査済証	
12	その他知事が必要と認める書類	

※ 本要綱に基づく手続で既に提出された図書がある場合、当該図書を省略することができる。

別表6 変更認定申請書に添える設計関係図書（第22の1関係）

図書の種類		明示すべき事項
1	設計概要書	
2	認定申請時との変更事項一覧	認定申請時から変更した事項等を一覧にまとめたもの

5	床面積求積図	住宅の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法、算定及び各住戸の専有面積
6	2面以上の立面図	縮尺、開口部及び屋外から屋内に通じる出入口の位置
7	2面以上の断面図	縮尺、床の高さ並びに床版の構造方法、寸法及び材料の種別
8	平面詳細図	縮尺、間取り、各室の用途、床の高さ及び主要部分の寸法
9	外構図	縮尺、方位、形状、土地の高低、仕上げ及び付帯設備の位置、傾斜路の勾配並びに主要部分の寸法
10	認定基準等に適合することの確認に必要な図書	
11	建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定に基づく検査済証	
12	その他知事が必要と認める書類	

※ 本要綱に基づく手続で既に提出された図書がある場合、当該図書を省略することができる。

別表6 変更認定申請書に添える設計関係図書（第22の1関係）

図書の種類		明示すべき事項
1	設計概要書	
2	認定申請時との変更事項一覧	認定申請時から変更した事項等を一覧にまとめたもの

3	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物の別、駐車施設、駐輪施設、敷地に接する道路の位置、幅員及び歩道の位置、敷地外から住宅までの一般的な動線
4	各階平面図	縮尺、方位、出入口の位置、床の高さ及び主要部分の寸法
5	床面積求積図	住宅の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法、算定
6	2面以上の立面図	縮尺、開口部及び屋外から屋内に通じる出入口の位置
7	2面以上の断面図	縮尺、床の高さ並びに床版の構造方法、寸法及び材料の種別
8	平面詳細図	縮尺、間取り、各室の用途、床の高さ及び主要部分の寸法
9	外構図	縮尺、方位、形状、土地の高低、仕上げ及び付帯設備の位置、傾斜路の勾配並びに主要部分の寸法
10	認定基準等に適合することの確認に必要な図書	
11	その他知事が必要と認める書類	

※ 本要綱に基づく手続で既に提出された図書がある場合、当該図書を省略することができる。

3	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物の別、駐車施設、駐輪施設、敷地に接する道路の位置、幅員及び歩道の位置、敷地外から住宅までの一般的な動線
4	各階平面図	縮尺、方位、出入口の位置、床の高さ及び主要部分の寸法
5	床面積求積図	住宅の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法、算定及び各住戸の専有面積
6	2面以上の立面図	縮尺、開口部及び屋外から屋内に通じる出入口の位置
7	2面以上の断面図	縮尺、床の高さ並びに床版の構造方法、寸法及び材料の種別
8	平面詳細図	縮尺、間取り、各室の用途、床の高さ及び主要部分の寸法
9	外構図	縮尺、方位、形状、土地の高低、仕上げ及び付帯設備の位置、傾斜路の勾配並びに主要部分の寸法
10	認定基準等に適合することの確認に必要な図書	
11	その他知事が必要と認める書類	

※ 本要綱に基づく手続で既に提出された図書がある場合、当該図書を省略することができる。

別記様式第1号 (現行のとおり)

(別記様式第2号)

(文書番号)
年 月 日

〇〇区市町村所管課長
〇〇 〇〇 殿

東京都住宅政策本部民間住宅部
子育て支援担当課長 〇〇 〇〇

東京こどもすくすく住宅に対する意見について (照会)

次の建築物の事業計画について、〇〇〇年〇月〇日付けで事業者から東京こどもすくすく住宅認定制度要綱第3の規定に基づく事前相談があったので、同要綱第4の1の規定により、貴職の意見を伺います。本計画に対し意見等がある場合は、別紙により御回答ください。

建築物の名称	(新築・既存・改修)		
所在地	東京都		
用途地域	地域	耐火性能	<input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火
敷地面積	㎡	住宅戸数 (うち認定戸数)	分譲 戸 賃貸 戸
構造及び階数		延べ面積	㎡
子育て支援施設等設置予定	有 ・ 無 有の場合の施設種類：		
子育て支援サービス提供予定	有 ・ 無 有の場合のサービス種類：		
工事着手 予定日	年 月 日	工事完了 予定日	年 月 日
認定モデル	アドバンスト ・ セレクト ・ セーフティ		
事業者	住所		
	氏名		
担当者名・連絡先	(電話番号)		

別記様式第1号 (略)

(別記様式第2号)

(文書番号)
年 月 日

〇〇区市町村所管課長
〇〇 〇〇 殿

東京都住宅政策本部民間住宅部
子育て支援担当課長 〇〇 〇〇

東京こどもすくすく住宅に対する意見について (照会)

次の建築物の事業計画について、〇〇〇年〇月〇日付けで事業者から東京こどもすくすく住宅認定制度要綱第3の規定に基づく事前相談があったので、同要綱第4の1の規定により、貴職の意見を伺います。本計画に対し意見等がある場合は、別紙により御回答ください。

建築物の名称	(新築・既存・改修)		
所在地	東京都		
用途地域	地域	耐火性能	<input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火
敷地面積	㎡	住宅戸数 (うち認定戸数)	分譲 戸 賃貸 戸
構造及び階数		延べ面積	㎡
子育て支援施設等設置予定	有 ・ 無 有の場合の施設種類：		
子育て支援サービス提供予定	有 ・ 無 有の場合のサービス種類：		
工事着手 予定日	年 月 日	工事完了 予定日	年 月 日
認定モデル	アドバンスト ・ セレクト ・ セーフティ		
事業者	住所		
	連絡先		
担当者名・連絡先	(電話番号)		

別記様式第3号から別記様式第5号まで (現行のとおり)

(別記様式第6号)

(文書番号)
年 月 日

〇〇区市町村所管課長
〇〇 〇〇 殿

東京都住宅政策本部民間住宅部
子育て支援担当課長 〇〇 〇〇

東京こどもすくすく住宅認定制度に係る意見照会検討結果について (通知)

次の建築物の事業計画について、〇〇〇年〇月〇日付けで事業者から東京こどもすくすく住宅認定制度要綱第4の4の規定に基づく検討結果の報告があったので、同要綱第4の5の規定により、検討結果をお知らせします。

建築物の名称	(新築・既存・改修)		
所在地	東京都		
用途地域	地域	耐火性能	<input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火
敷地面積	㎡	住宅戸数 (うち認定戸数)	分譲 戸 賃貸 戸
構造及び階数		延べ面積	㎡
子育て支援施設等設置予定	有 ・ 無 有の場合の施設種類：		
子育て支援サービス提供予定	有 ・ 無 有の場合のサービス種類：		
工事着手 予定日	年 月 日	工事完了 予定日	年 月 日
認定モデル	アドバンスト ・ セレクト ・ セーフティ		
事業者	住所		
	氏名		
担当者名・連絡先	(電話番号)		

別記様式第3号から別記様式第5号まで (略)

(別記様式第6号)

(文書番号)
年 月 日

〇〇区市町村所管課長
〇〇 〇〇 殿

東京都住宅政策本部民間住宅部
子育て支援担当課長 〇〇 〇〇

東京こどもすくすく住宅認定制度に係る意見照会検討結果について (通知)

次の建築物の事業計画について、〇〇〇年〇月〇日付けで事業者から東京こどもすくすく住宅認定制度要綱第4の4の規定に基づく検討結果の報告があったので、同要綱第4の5の規定により、検討結果をお知らせします。

建築物の名称	(新築・既存・改修)		
所在地	東京都		
用途地域	地域	耐火性能	<input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火
敷地面積	㎡	住宅戸数 (うち認定戸数)	分譲 戸 賃貸 戸
構造及び階数		延べ面積	㎡
子育て支援施設等設置予定	有 ・ 無 有の場合の施設種類：		
子育て支援サービス提供予定	有 ・ 無 有の場合のサービス種類：		
工事着手 予定日	年 月 日	工事完了 予定日	年 月 日
認定モデル	アドバンスト ・ セレクト ・ セーフティ		
事業者	住所		
	連絡先		
担当者名・連絡先	(電話番号)		

別記様式第7号から別記様式第19号まで (現行のとおり)

(別記様式第20号)

(文書番号)
年 月 日

〇〇区市町村所管課長
〇〇 〇〇 殿

東京都住宅政策本部民間住宅部
子育て支援担当課長 〇〇 〇〇

東京こどもすくすく住宅に対する意見について(照会)

次の建築物の事業計画について、〇〇〇年〇月〇日付けで事業者から東京こどもすくすく住宅認定制度要綱第13の規定に基づく事前相談があったので、同要綱第14の1の規定により、貴職の意見を伺います。本計画に対し意見等がある場合は、別紙により御回答ください。

建築物の名称	(新築・既存・改修)		
所在地	東京都		
用途地域	地域		
敷地面積	㎡	住宅戸数	分譲 戸 賃貸 戸
構造及び階数	延べ面積		㎡
現行の耐震基準への適合の有無	有 ・ 無 耐震改修工事(予定) 有 ・ 無		
居住者の交流促進に資する共有スペース等の設置予定	有 ・ 無		
工事着手予定日	年 月 日	工事完了予定日	年 月 日
認定モデル	アドバンスト ・ セレクト ・ セーフティ		
事業者	住所		
	氏名		
担当者名・連絡先	(電話番号)		

別記様式第7号から別記様式第19号まで (略)

(別記様式第20号)

(文書番号)
年 月 日

〇〇区市町村所管課長
〇〇 〇〇 殿

東京都住宅政策本部民間住宅部
子育て支援担当課長 〇〇 〇〇

東京こどもすくすく住宅に対する意見について(照会)

次の建築物の事業計画について、〇〇〇年〇月〇日付けで事業者から東京こどもすくすく住宅認定制度要綱第13の規定に基づく事前相談があったので、同要綱第14の1の規定により、貴職の意見を伺います。本計画に対し意見等がある場合は、別紙により御回答ください。

建築物の名称	(新築・既存・改修)		
所在地	東京都		
用途地域	地域		
敷地面積	㎡	住宅戸数	分譲 戸 賃貸 戸
構造及び階数	延べ面積		㎡
現行の耐震基準への適合の有無	有 ・ 無 耐震改修工事(予定) 有 ・ 無		
居住者の交流促進に資する共有スペース等の設置予定	有 ・ 無		
工事着手予定日	年 月 日	工事完了予定日	年 月 日
認定モデル	アドバンスト ・ セレクト ・ セーフティ		
事業者	住所		
	連絡先		
担当者名・連絡先	(電話番号)		

別記様式第 21 号から別記様式第 23 号まで (現行のとおり)

(別記様式第24号)

(文 書 番 号)
年 月 日

〇〇区市町村所管課長
〇〇 〇〇 殿

東京都住宅政策本部民間住宅部
子育て支援担当課長 〇〇 〇〇

東京こどもすくすく住宅認定制度に係る意見照会検討結果について (通知)

次の建築物の事業計画について、〇〇〇年〇月〇日付けで事業者から東京こどもすくすく住宅認定制度要綱第14の4の規定に基づく検討結果の報告があったので、同要綱第14の5の規定により、検討結果をお知らせします。

建築物の名称	(新築・既存・改修)				
所在地	東京都				
用途地域	地域				
敷地面積	㎡	住宅戸数	分譲 賃貸	戸 戸	
構造及び階数	延べ面積		㎡		
現行の耐震基準への適合の有無	有 ・ 無		耐震改修工事 (予定) 有 ・ 無		
居住者の交流促進に資する共有スペース等の設置予定	有 ・ 無				
工事着手 予定日	年 月 日		工事完了 予定日	年 月 日	
認定モデル	アドバンスト ・ セレクト ・ セーフティ				
事業者	住所				
	氏名				
担当者名・連絡先	(電話番号)				

別記様式第 21 号から別記様式第 23 号まで (略)

(別記様式第24号)

(文 書 番 号)
年 月 日

〇〇区市町村所管課長
〇〇 〇〇 殿

東京都住宅政策本部民間住宅部
子育て支援担当課長 〇〇 〇〇

東京こどもすくすく住宅認定制度に係る意見照会検討結果について (通知)

次の建築物の事業計画について、〇〇〇年〇月〇日付けで事業者から東京こどもすくすく住宅認定制度要綱第14の4の規定に基づく検討結果の報告があったので、同要綱第14の5の規定により、検討結果をお知らせします。

建築物の名称	(新築・既存・改修)				
所在地	東京都				
用途地域	地域				
敷地面積	㎡	住宅戸数	分譲 賃貸	戸 戸	
構造及び階数	延べ面積		㎡		
現行の耐震基準への適合の有無	有 ・ 無		耐震改修工事 (予定) 有 ・ 無		
居住者の交流促進に資する共有スペース等の設置予定	有 ・ 無				
工事着手 予定日	年 月 日		工事完了 予定日	年 月 日	
認定モデル	アドバンスト ・ セレクト ・ セーフティ				
事業者	住所				
	連絡先				
担当者名・連絡先	(電話番号)				

別記様式第 25 号から別記様式第 37 号まで (現行のとおり)

(別記様式第38号)

令和 年 月 日

東京都知事
〇〇 〇〇 宛

事業者
住所

氏名
(法人の場合は、事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

東京こどもすくすく住宅認定制度 事業者地位承継承認申請書

次の建物について、東京こどもすくすく住宅認定制度要綱第24の1に基づき、設計認定を受けた事業者の地位を承継するので下記のとおり、申請します。

記

認定番号		認定年月日	年 月 日
認定モデル	アドバンスト ・ セレクト ・ セーフティ		
建築物の名称	(新築・改修)		
所在地	東京都		
承継の理由			
承継前の認定事業者	住所		
	氏名		
備考			

※法人の場合は、事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入すること。
※地位の承継が確認できる書類を添付してください。

別記様式第 25 号から別記様式第 37 号まで (略)

(別記様式第38号)

令和 年 月 日

東京都知事
〇〇 〇〇 宛

事業者
住所

氏名
(法人の場合は、事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

東京こどもすくすく住宅認定制度 事業者地位承継承認申請書

次の建物について、東京こどもすくすく住宅認定制度要綱第24の1に基づき、設計認定を受けた事業者の地位を承継するので下記のとおり、申請します。

記

認定番号		認定年月日	年 月 日
認定モデル	アドバンスト ・ セレクト ・ セーフティ		
建築物の名称	(新築・改修)		
所在地	東京都		
承継の理由			
承継前の認定事業者	住所		
	氏名		

※法人の場合は、事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入すること。
※地位の承継が確認できる書類を添付してください。

(別記様式第39号)

(文 書 番 号)
年 月 日

〇〇 〇〇 殿

東京都知事
〇〇 〇〇

東京こどもすくすく住宅認定制度 事業者地位承継承認通知書

次の建物について、東京こどもすくすく住宅認定制度要綱第24の2に基づき、設計認定を受けた事業者の地位の承継を承認したので、通知します。

認定番号		認定年月日	年 月 日
認定モデル	アドバンスト ・ セレクト ・ セーフティ		
建築物の名称	(新築・改修)		
所在地	東京都		
備考			

(別記様式第39号)

(文 書 番 号)
年 月 日

〇〇 〇〇 殿

東京都知事
〇〇 〇〇

東京こどもすくすく住宅認定制度 事業者地位承継承認通知書

次の建物について、東京こどもすくすく住宅認定制度要綱第24の2に基づき、設計認定を受けた事業者の地位の承継を承認したので、通知します。

認定番号		認定年月日	年 月 日
認定モデル	アドバンスト ・ セレクト ・ セーフティ		
建築物の名称	(新築・改修)		
所在地	東京都		

別記様式第 40 号 (現行のとおり)

(別記様式第 41 号)

令和 年 月 日

東京都知事

〇〇 〇〇 宛

認定事業者

住所

氏名

(法人の場合は、事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

東京子どもすくすく住宅認定制度 住所等の変更届

東京子どもすくすく住宅認定制度要綱第 25 に基づき、下記の内容について、届け出ます。

記

変更事項		1 住所 (法人にあつては事務所の所在地)	2 氏名 (法人にあつては事務所の名称又は代表者氏名)	3 事業者の構成員	4 その他
変更内容	事項番号	変更後	変更前		

別記様式第 40 号 (略)

(別記様式第42号)

(文 書 番 号)
年 月 日

〇〇 〇〇 殿

東京都知事
〇〇 〇〇

東京子どもすくすく住宅認定制度 設計認定取消通知書

次の建築物について、東京子どもすくすく住宅認定制度要綱第26の1に掲げる場合に該当するため、設計認定を取り消します。

設計認定番号		設計認定年月日	年 月 日
認定モデル	アドバンスト ・ セレクト ・ セーフティ		
建築物の名称	(新築 ・ 改修)		
所在地	東京都		
理由			

(別記様式第41号)

(文 書 番 号)
年 月 日

〇〇 〇〇 殿

東京都知事
〇〇 〇〇

東京子どもすくすく住宅認定制度 設計認定取消通知書

次の建築物について、東京子どもすくすく住宅認定制度要綱第26の1に掲げる場合に該当するため、設計認定を取り消します。

設計認定番号		設計認定年月日	年 月 日
認定モデル	アドバンスト ・ セレクト ・ セーフティ		
建築物の名称	(新築 ・ 改修)		
所在地	東京都		
理由			

(別記様式第43号)

(文 書 番 号)
年 月 日

〇〇 〇〇 殿

東京都知事
〇〇 〇〇

東京子どもすくすく住宅認定制度 認定取消通知書

次の建築物について、東京都子どもすくすく住宅認定制度要綱第27の1に掲げる場合に該当するため、認定を取り消します。

認定番号		認定年月日	年 月 日
認定モデル	アドバンスト ・ セレクト ・ セーフティ		
建築物の名称	(新築・既存・改修)		
所在地	東京都		
理由			

(別記様式第42号)

(文 書 番 号)
年 月 日

〇〇 〇〇 殿

東京都知事
〇〇 〇〇

東京子どもすくすく住宅認定制度 認定取消通知書

次の建築物について、東京都子どもすくすく住宅認定制度要綱第27の1に掲げる場合に該当するため、認定を取り消します。

認定番号		認定年月日	年 月 日
認定モデル	アドバンスト ・ セレクト ・ セーフティ		
建築物の名称	(新築・既存・改修)		
所在地	東京都		
理由			